

少第215号
平成28年9月14日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

少年指導委員の運用に関する要綱の一部改正について（通達）

少年指導委員の運用については、「少年指導委員の運用に関する要綱」（平成22年3月24日付け少第204号。以下「要綱」という。）に基づき実施しているところ、本年6月23日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）及び岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例（平成27年岐阜県条例第56号）が全部施行されたことに伴い、要綱の一部を別添「少年指導委員の運用に関する要綱（新旧対照表）」のとおり改正するので、誤りのないよう適正な運用に努められたい。

なお、要綱改正後の全文を添付する。

別添

少年指導委員の運用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）及び少年指導委員に関する規程（平成22年岐阜県公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、少年指導委員の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 少年指導委員の委嘱等

1 推薦手続

規程第2条の規定による少年指導委員の活動区域を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）は、活動区域内に居住し、又は勤務するなど当該活動区域の実情に精通していると認められる者について、法第38条第1項各号に規定する要件を満たしているかを慎重に判断し、規程様式第2号の少年指導委員推薦書（以下「推薦書」という。）を生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）を経由して岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦するものとする。

なお、法第38条第1項各号に規定する要件を満たすか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 人格識見ともに優れ、行動等においても地域住民の信頼のあること。
- (2) 少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有すること。
- (3) 経済的な観点からだけでなく、社会的、家庭的にも安定していること。
- (4) 心身共に健康であり、その職務を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないこと。

2 委嘱手続

- (1) 少年課長は、1の推薦書を受理した場合は、少年指導委員としての要件を具備しているか否かを審査した後、公安委員会の承認を受けるものとする。
- (2) 少年課長は、(1)の審査結果に基づき、適任者を少年指導委員として委嘱する手続をとるとともに、その内容を管轄署長に通知するものとする。

3 関係住民への周知

- (1) 少年指導委員を委嘱したときは、管轄署長は委嘱された少年指導委員の氏名及び連絡先を警察署の掲示板への掲示、ミニ広報誌への掲載等適当な方法により、管轄区域内の住民に周知させるよう努めることとする。
- (2) 規程第4条に規定する少年指導委員の連絡先は、当該少年指導委員の活動区域を管轄する警察署の電話番号とする。

4 名簿の整備

少年課長及び管轄署長は、「少年警察ボランティア名簿の整備について」（平成22年3月4日付け少第129号）に規定する少年警察ボランティア名簿を備え付け、少年指導委員の委嘱及び解嘱の都度、必要事項を記載し、整備するものと

する。

5 配置

少年指導委員の活動区域及び配置人員については、岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）が活動区域の少年を取り巻く風俗環境等の実態を勘案し、少年の健全育成のための活動が適正かつ効果的に実施できるよう適宜見直しを行う。

第3 少年指導委員の職務

法第38条第2項各号及び規則第4条各号に掲げる少年指導委員の職務の具体的な内容は次のとおりである。ただし、いずれも強制に渡る行為を行う権限ではないことに留意すること。

1 少年の補導（法第38条第2項第1号）

- (1) 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるよう指導すること。
- (2) 少年に対し、同号に規定する行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものであることを説示すること。
- (3) 少年の保護者（親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。）又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に連絡すること。
- (4) 少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により通告を行うこと。

2 風俗営業を営む者等に対する助言（法第38条第2項第2号）

- (1) 少年の健全育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。
- (2) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。

3 被害を受けた少年に対する援助（法第38条第2項第3号）

- (1) 当該少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言又は指導すること。
- (2) 当該少年の保護者等に連絡すること。
- (3) 当該少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関又は団体等を紹介すること。
- (4) 少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により通告を行うこと。

4 地方公共団体の施策等への協力（法第38条第2項第4号）

- (1) 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加すること。
- (2) 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加の意思を有する者を募ること。

5 少年相談（規則第4条第1号）

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の健全な育成に係る事項について、少年又は保護者等からの相談があった場合、必要な助言及び指導その他の援助を行うこと。

6 広報啓発活動（規則第4条第2号）

繁華街等における有害環境浄化や不良行為少年への声かけキャンペーンを行う

など、少年の健全育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。

また、少年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知させること。

第4 立入り

1 立入りの指示

法第38条の2第1項の規定による風俗営業及び性風俗特殊営業等の営業所等への立入り（以下「立入り」という。）をさせるときは、あらかじめ管轄署長から個々の少年指導委員に対し、立入りの場所その他必要な事項を記載した規程様式第4号の立入指示書（以下「指示書」という。）を交付して行うものとする。

2 立入りの実施要領

少年指導委員の立入りは、少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するため、次に掲げる事項について行わせるものとする。

(1) 視察

ア 風俗営業（ゲームセンターを除く。）の営業所で、18歳未満の者を使用したり、客として立ち入らせていないか。また、その旨を営業所の入口に表示しているか。

イ ゲームセンターで、午後5時以降16歳未満の者（保護者に同伴された者を除く。）を、午後10時以降18歳未満の者を、客として立ち入らせていないか。また、その旨を営業所の入口に表示しているか。

ウ 特定遊興飲食店営業の営業所で、午後10時以降保護者が同伴しない18歳未満の者（保護者同伴の場合は午前0時）を客として立ち入らせていないか。

エ 飲食店営業の営業所で、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）、18歳未満の者を客に接する業務に従事させたり、客として立ち入らせていないか。

オ 風俗営業や飲食店営業の営業所で、20歳未満の者に酒やたばこを提供していないか。

カ 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の営業所や派遣型ファッションヘルスの受付所で、18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。また、18歳未満の者を客として立ち入らせたり、未成年者に酒やたばこを提供していないか。

(2) 質問

(1)の事項を確認する目的のため必要があるときは、関係者に質問すること。ただし、原則として営業者及び従業者に対して質問するものとし、客に対する質問は、当該客が少年であると判明し、これを補導・援助するため必要があると認められるときに行うこと。

(3) その他の措置

ア 補導対象となる少年や援助すべき少年を発見した場合には、補導・援助を行うこと。また、必要に応じ、営業者及び従業者に対して法の規定の教示や遵守のための措置の助言を行うこと。

イ 立入りの際に法令違反を発見した場合には、直ちに管轄署長に連絡すること。

ウ 立入りを拒否された場合は、強いて立ち入ることのないようにするとともに、管轄署長に連絡すること。

3 実施上の留意事項

- (1) 立入りは、公安委員会として行政上の指導、監督が必要な場合に、法の目的の範囲内で必要最小限度で行わせること。
- (2) 立入りは、法第 38 条第 5 項に規定する研修を受講し、風俗営業の営業所等への立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能を習得した少年指導委員に限り認めること。
- (3) 立入りについては、警察職員が同行するか、又は複数の少年指導委員により行うこととする。

また、あらかじめ危険やトラブルが予想される営業所等には、少年指導委員に立入りをさせないよう留意すること。

- (4) 立入りをする少年指導委員は、法第 38 条の 2 第 4 項に規定するその身分を示す証明書（以下「立入証」という。）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 報告等

(1) 立入りの報告

少年指導委員による立入りの報告は、規程様式第 5 号の立入結果報告書により、立入りの実施後又は立入りを実施すべき期間の終了後、速やかに管轄署長に報告させることとする。報告に当たっては、交付した指示書を併せて返納させることとする。

(2) 立入証及び指示書の管理

管轄署長は、少年指導委員が立入りを行うに当たり、立入証を携帯する必要がある場合を除き、これを保管するものとする。

- (3) 管轄署長は、立入証・指示書管理簿（別記様式第 1 号）により、立入証及び指示書の出し入れ状況を記載し、適正な管理に努めることとする。

第 5 研修等

1 実施基準

規則第 7 条第 1 項に定める少年指導委員に対する委嘱時研修及び定期研修の実施に当たっては、別添「少年指導委員に対する研修の実施基準」により、生活安全全部長が実施することとする。

2 指導教養

少年課長及び管轄署長は、少年指導委員の職務が適正かつ効果的に行われるようにするため、随時、指導教養に努めることとする。

第 6 解嘱

1 解嘱事由

法第 38 条第 6 項各号に規定する解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次のとおりである。

- (1) 法第 38 条第 1 項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき（第 1 号）

第 2 の 2 の委嘱の要件により判断するものとする。

なお、合理的な理由がなく研修を受講しない者については、「職務の遂行に

必要な熱意及び時間的余裕」(法第38条第1項第2号)がないものとして、解嘱の要件に該当するか否かについても検討すること。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき(第2号)

少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2項各号に規定する職務を行わないときをいう。

(3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき(第3号)

少年指導委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があったときをいう。

2 解嘱手続

(1) 管轄署長は、少年指導委員が法第38条第6項各号に規定する解嘱事由のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに、その事実を明らかにして、規程様式第6号の解嘱上申書により、少年課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

(2) 少年課長は、解嘱上申書の提出を受けたときは、速やかに解嘱事由に該当する事実の有無を調査し、解嘱に相当すると認めるときは、公安委員会の承認を受けるものとする。

(3) 少年指導委員を解嘱しようとする場合の弁明の機会の付与は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の規定により、少年課長が通知等の手続を行うものとする。ただし、当該少年指導委員の所在が不明であるため通知できないとき、又は通知をしたにもかかわらず、正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで解嘱するものとする。

(4) 少年指導委員の解嘱は、規程様式第7号の解嘱通知書を交付して行うものとする。

第7 運用上の留意事項

1 公務災害補償

少年指導委員が、その職務を行うに当たり、災害を受けたときは、岐阜県議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年岐阜県条例第42号)の規定を適用するものとする。

2 活動結果の報告

管轄署長は、少年指導委員の毎月の活動結果を取りまとめ、少年指導委員活動結果報告書(別記様式第2号)により、毎月5日までに少年課長を経由して本部長に報告するものとする。

附 則(平成22年3月24日付け少第204号)

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成28年9月14日付け少第215号)

この要綱は、平成28年9月14日から適用する。

別添

少年指導委員に対する研修の実施基準

- 1 研修の目的
研修は、少年指導委員の職務や立入りの適正かつ効果的な執行を確保することを目的とする。
- 2 研修計画
研修は、受講する少年指導委員の便宜に資するためにも、あらかじめ計画を策定し、これに基づいて行うものとする。
- 3 研修の方法
研修は、研修用に作成された教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。
- 4 講師
研修の講師は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。
- 5 研修内容
研修項目は、規則に基づき、おおむね次の表のとおりとする。

【定期研修：4時間以上5時間以下】

研修項目	研修内容	研修時間
1 少年非行・風俗環境の状況	① 少年非行の状況 岐阜県における少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況を理解させる。 ② 最近の風俗環境の状況 岐阜県における風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況から、風俗環境の実態を理解させる。	1時間
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。	① 知識 少年の補導、風俗営業の業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法、留意事項を理解させる。 ② 技能 実技指導、シミュレーション等により、上記職務の実務を理解させる。	2～2.5時間
3 法第38条の2第1項の規定による立入りを適正に行うために必要な知識及び技能に関すること。	① 知識 立入りの趣旨、指示、実施、報告の手続及び受傷事故防止等の留意事項を理解させる。 ② 技能 実技指導、シミュレーション等により、立入りの実務を理解させる。	1～1.5時間

【委嘱時研修：5時間以上7時間以下】

研修項目	研修内容	研修時間
1 定期研修1～3と同じ。	同 左	4～5時間
2 法その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための職務を行うため必要な法令に関すること。	<p>① 法の概要 法の目的、規制の概要を理解させる。</p> <p>② 少年指導委員の法的地位・職務倫理 少年指導委員が特別職の地方公務員であること、その自発的な意思に基づく活動を期待されていることなどを理解させる。</p> <p>③ 少年指導委員の職務・立入り 少年指導委員の職務の概要、立入りの仕組みについて理解させる。</p> <p>④ 少年指導委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項、違反の場合の罰則を理解させる。</p> <p>⑤ その他の関係法令 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、岐阜県青少年健全育成条例（昭和35年岐阜県条例第37号）等の法令のうち、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等で行われやすい違反や子ども相談センターの役割等を理解させる。</p>	1～2時間

少年指導委員活動結果報告書

(月分)

警察署

1 立入り

指示件数	実施対象営業所数(延べ数)
	<input type="checkbox"/> 風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業 <input type="checkbox"/> 深夜飲食店営業

2 風俗営業を営む者等に対する指導助言件数

<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> その他(通報等)

3 少年補導活動

実施回数	補導人員

4 少年相談活動

受理件数	処理結果
	<input type="checkbox"/> 指導助言 <input type="checkbox"/> 引継ぎ

5 その他の活動

被害少年に対する 援助活動		社会参加活動			
		地方公共団体等の活動への参加		広報啓発活動	
実施回数	対象人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員

6 特異事例・効果的事例

--